

不公正取引行為にご注意ください

平素より、当社のサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

当社では、健全かつ公正な市場取引を維持するため、金融商品取引法に基づき不公正取引に対する審査を行っております。

お客様におかれましては、以下の内容をご確認いただき、適切な取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

不公正取引に対する対応について

当社では、お客様の取引が公正であるかを審査しております。不公正取引や疑わしい取引が検出された場合、当社は以下の対応を行うことがあります。

1. 取引理由のヒアリング

疑義のある取引については、お客様に取引の意図や背景をお伺いすることがあります。このヒアリングにより、取引の正当性を確認させていただきます。

2. 注意喚起

ヒアリングの結果、不公正取引の懸念が払拭されない場合、当社からお客様に対して注意喚起を行い、改善を求めます。

3. 取引停止措置

改善が見られない場合や、重大な不正行為が認められた場合には、当社はおお客様の取引を一時停止または制限する措置を取ることがあります。

4. 取引所への通報

不正行為や疑義のある取引について、法令に基づき、日本取引所やその他の関連機関に通報することがあります。

相場操縦行為等の禁止について（金融商品取引法第 159 条）

下記の禁止行為をよくご理解いただき、法令等に抵触することのないようお取引をお願いします。

（※注意：違法行為が認定された場合には、行為者に対し課徴金制度による金銭納付命令が出されることがあります）

[◇日本取引所自主規制法人「不公正取引の未然防止に向けて」](#)

[◇日本取引所グループ「不公正取引事例集」](#)

金融商品取引法第 159 条に基づき、以下の行為は禁止されています。これらに違反する行為が確認された場合、法的措置が講じられる可能性があるため、十分ご注意ください。

1. 仮装売買

他の市場参加者に取引が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、自らが同一銘柄の売注文と買注文を同一時刻に同一価格で発注し約定させる、権利の移転を目的としない取引は禁止されています。

2. 馴合売買

売主と買主が同一時刻に同一価格で取引を行うことをあらかじめ共謀した上で行う取引は禁止されています。

3. 株価固定

意図的に特定の価格帯で取引を集中させることにより、株価を一定水準に固定、または安定させようとする取引は禁止されています。

4. 見せ玉

取引の成立を目的としない注文を出し、その後訂正や取消を行い、他の投資家の売買取引を誘引して相場を動かすことを目的とする取引、またその結果、自分に有利な値段で売買を行う取引は禁止されています。

5. 終値関与

取引終了時刻付近で、終値を意図的に操作する目的をもって行う取引は禁止されています。

6. 出来高関与

株価を操作する目的や、取引量（出来高）を不当に増やす目的で売買を繰り返す取引は禁止されています。

7. 買上り(売崩し)

相場を意図的に上昇（または下落）させる目的をもって、買付（売付）を継続して行い他の市場参加者に取引が繁盛であると誤解させ、売買取引に誘い込むことを目的とする取引は禁止されています。

8. 高値形成・安値形成

株価を意図的に上昇（または下落）させる目的をもって、高値（安値）を繰り返して更新する、若しくは連日高値（安値）をつける等により他の市場参加者の取引を誘引することは禁止されています。

クロージング・オークションにおける注文取消等の重点監視について

各証券取引所において、2024年11月5日からクロージング・オークションが導入されます。重点監視対象は以下となります。

● クロージング・オークション注文受付時間（プレ・クロージング）における注文取消し等

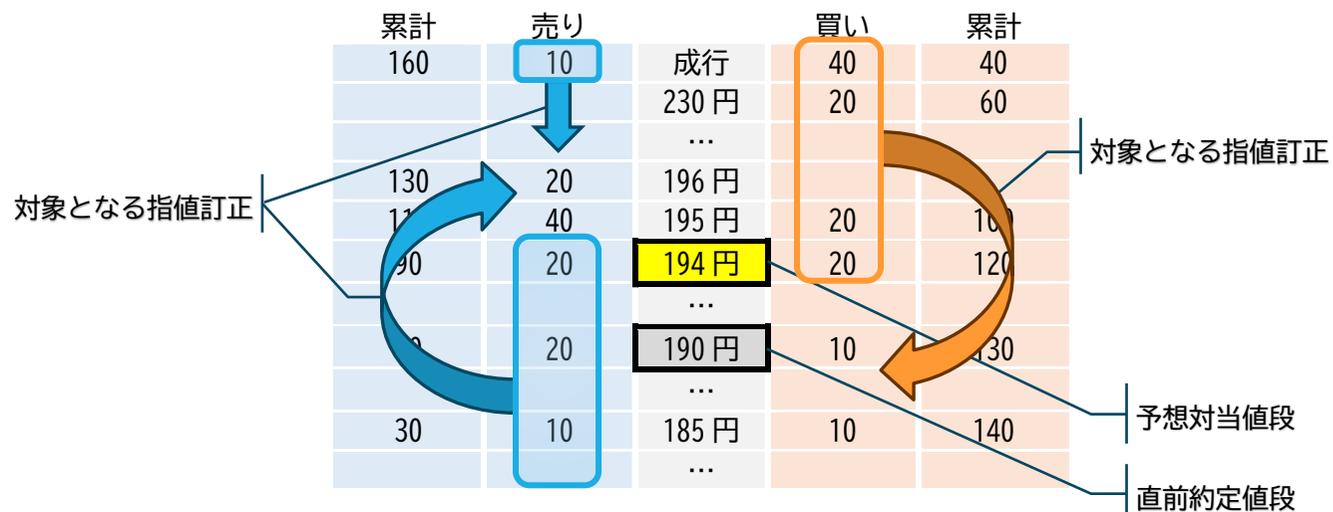
終値決定の板寄せ(15:30)直前の1分間における、注文値段の変更または注文の取消し(数量削減を含む。「注文取消し等」という。)

● 予想対当値段へ影響を与える注文取消し等（①または②において一定数量以上のもの）

① 予想対当値段よりも低い値段の売注文または高い値段の買注文の取消し（売り・買いとも予想対当値段の注文を含む）

	累計	売り	成行	買い	累計	
	160	10	230 円	40	40	対象となる取消
			...	20	60	
対象となる取消	130	20	196 円			
	110	40	195 円	20	100	
	90	20	194 円	20	120	
			...			
	50	20	190 円	10	130	予想対当値段
			...			
	30	10	185 円	10	140	直前約定値段
			...			

② 予想対当値段よりも低い値段から高い値段への売注文の変更または高い値段から低い値段への買注文の変更



● 重点監視対象の合理的な理由に基づく注文取消し等の審査について

終値の予見可能性を阻害する不適切な発注形態が検出された場合、お客様に取引の意図や背景を調査し、注文取消し等が合理的な理由に基づくものかどうか審査を行います。

調査に伴い、取引の意図や背景をお客様に直接確認させていただくことがあります。

審査の結果、終値操作（不公正取引）のおそれがあると判断した際には、前述「不公正取引に対する対応について 2.～4.」と同様の対応を行うことがあります。